

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 教育や介護での減税を強化

Q：平成10年度の改正のうち、政策減税の内容について教えてください。

A：一定の所得控除額の引き上げ、通勤手当の非課税限度額の引き上げ、財形住宅貯蓄の非課税引出額の引き下げ等が実施されています。

#### 【解説】

平成10年度の改正では、教育や介護での減税を柱とした政策減税が行われています。

まず教育にかかる減税では、教育費がかかる16歳以上23歳未満の子供（特定扶養親族）を持つ親を対象に適用されている特定扶養親族にかかる扶養控除額が所得税は53万円から58万円に、住民税は41万円から43万円に引き上げられます。

介護にかかる減税では、納税者本人や配偶者控除、扶養控除の対象となる親族が特別障害者に該当する場合に適用される特別障害者控除額を所得税で35万円から40万円に、住民税で28万円から30万円に引き上げられます。

また、特別障害者と同居している場合などに、配偶者控除額および扶養控除額に上乘せされる特別控除額を、所得税で30万円から35万円に、住民税で21万円から23万円に引き上げられます。上記の改正は10年分所得税及び11年度分住民税から適用されます。

その他、10年1月1日以後受けるべき通勤手当から非課税限度額の上限が5万円から10万円に、10年4月1日以後に払出す分から財産形成住宅貯蓄の非課税引出し限度額が100万円から75万円に引き下げられます。

